

「NTCIR 新聞記事データ」使用許諾に関する覚書  
( 本格版研究目的使用 )

平成 17 年 8 月 19 日制定

平成 18 年 2 月 10 日改訂

国立情報学研究所(以下「甲」という)と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という)は、甲から提供される「NTCIR 新聞記事データ」(に関して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。

第一条 ( データの内容 )

「NTCIR 新聞記事データ」(以下「新聞記事データ」という)とは、甲が NTCIR-4 CLIR テストコレクションに関連する研究目的使用を許諾することをその権利者から許諾された付表 A の新聞記事データに対して、甲がタグを付与したテキストデータのことである。

第二条 ( 使用許諾 )

甲は乙に対して「新聞記事データ」の使用を許諾する。

第三条 ( 権利の帰属 )

- 1 . 「毎日デイリーニュース」に関する著作権法上の権利は毎日新聞社に帰属する。
- 2 . 「Chosunilbo 新聞記事」に関する著作権法上の権利は Chosunilbo 社に帰属する
- 3 . 乙が、「新聞記事データ」を使用して開発した技術、システム等に関連する知的所有権は乙に帰属する。
- 4 . 乙から提出されたデータに基づいて、甲が行った分析結果、「新聞記事データ」の改良などに関連する知的所有権は甲に帰属する。

第四条 ( 使用許諾の範囲 )

- 1 . 乙は、「新聞記事データ」を研究目的にのみ使用できるものとする。
- 2 . 乙は、「新聞記事データ」およびその全体または一部を複製したもの、あるいは、それを復元することができるデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布してはならない。配布には、電子的媒体による送信可能化を含む。

第五条 ( 提供の方法 )

甲は技術的に妥当なメディアにより「新聞記事データ」を乙に提供する。

第六条 ( 利用者の範囲 )

- 1 . 「新聞記事データ」の利用者の範囲は、乙本人または乙と同一組織に所属し直接共同して研究するグループの構成員に限定されるものとする。
- 2 . 乙は、利用者の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

第七条 ( 知見の発表 )

- 1 . 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「新聞記事データ」を使用して得られた知見に関する研究発表を行うことができる。
- 2 . 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「新聞記事データ」に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著作権及び出版者等の権利を侵害してはならない。
- 3 . 乙は、発表論文に、甲が指定する文面により、「新聞記事データ」を使用したことを明記するものとする。
- 4 . 乙は、発表論文の書誌事項(掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等)とともに発表論文の別刷りまたはコピーを、二部、甲に提出するものとする。
- 5 . 乙は、「新聞記事データ」を用いた評価結果を商品の広告、宣伝などの営利目的、および誹謗・中傷に用いてはならない。
- 6 . 乙は、甲の事前の同意を得ずして「新聞記事データ」を利用して得られたデータまたは処理プログラムの公開をしてはならない。

第八条 ( 報告書の提出 )

乙は所定の期日までに、甲が指定する文面により、「新聞記事データ」を利用した研究活動に関する報告書を甲へ提出するものとする。

第九条（覚書の有効期限）

本覚書の有効期限は覚書締結日より当該会計年度の末日までとする。乙が所定の期日までに報告書を提出し、期間満了日の一ヶ月前までに甲、乙いずれかの書面による異議の申し出がない場合には、自動的に更新し、有効期間を次会計年度の一年間とする。以後も同様とする。なお、乙の属する組織または乙の所属に変更の生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行うこととする。

第十条（データの使用中止）

1. 乙は、覚書に違反する使用が認められた場合、甲の申し入れにより、直ちに「新聞記事データ」の使用を中断し、「新聞記事データ」およびこれを加工して得られたデータの全てを速やかに消去しなければならない。
2. 「新聞記事データ」の著作権所有者あるいは販売権所有者からデータの使用中止の要請があった場合、乙は、甲の申し入れにより、該当するデータを速やかに消去しなければならない。

第十一条（免責事項）

甲および「新聞記事データ」の著作権所有者並びに販売権所有者は、理由の如何を問わず、乙が「新聞記事データ」を使用したことで生じた不利益については、一切の責任を負わないものとする。

第十二条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第十三条（定めなき事項）

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

（甲） 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2（学術総合センタービル内）

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構  
国立情報学研究所  
情報学資源研究センター  
センター長 高野 明彦

（乙） \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

付表 A

「新聞記事データ」とは以下の研究資源を指す

毎日デイリーニュース（著作権：毎日新聞社） 1998年版、1999年版

Chosunilbo Database HiDB \_ (著作権：Chosunilbo 販売権：毎日新聞社) 1998-1999